

電話番号一覧

番号区画コード	市外局番	番号区画
1	011	北海道江別市、札幌市、北広島市、空知郡南幌町
121	022	宮城県塩竈市、仙台市、多賀城市、富谷市、名取市（堀内を除く。）、黒川郡、宮城郡
219	03	東京都23区、狛江市（西和泉を除く。）、調布市（入間町、国領町八丁目、仙川町、西つつじヶ丘二丁目、東つつじヶ丘、緑ヶ丘及び若葉町に限る。）、三鷹市中原一丁目
220	0422	東京都小金井市（梶野町一丁目から四丁目まで並びに東町二丁目及び三丁目に限る。）、調布市（深大寺東町七丁目及び野水に限る。）、西東京市新町、三鷹市（中原一丁目を除く。）、武蔵野市
221	042	東京都稲城市、小金井市（梶野町一丁目から四丁目まで並びに東町二丁目及び三丁目を除く。）、国分寺市（高木町、内藤、西町、光町、日吉町二丁目及び三丁目、富士本並びに戸倉三丁目を除く。）、小平市（鈴木町二丁目、花小金井及び花小金井南町を除く。）、多摩市、東村山市、府中市（押立町四丁目及び五丁目、北山町、西原町二丁目から四丁目まで並びに西府町四丁目を除く。）、
222	042	東京都清瀬市、小平市（鈴木町二丁目、花小金井及び花小金井南町に限る。）、狛江市西和泉、調布市（入間町、国領町八丁目、深大寺東町七丁目、仙川町、西つつじヶ丘二丁目、東つつじヶ丘、緑ヶ丘、若葉町及び野水を除く。）、西東京市（新町を除く。）、東久留米市、府中市（押立町四丁目及び五丁目に限る。）、埼玉県新座市（石神一丁目及び三丁目から五丁目まで、栗原、新堀、西堀並びに野寺一丁目及び五丁目に限る。）、
223	042	東京都昭島市、あきる野市、国立市、国分寺市（高木町、内藤、西町、光町、日吉町二丁目及び三丁目、富士本並びに戸倉三丁目に限る。）、立川市、羽村市、東大和市、日野市、府中市（北山町、西原町二丁目から四丁目まで及び西府町四丁目に限る。）、福生市、武蔵村山市、西多摩郡（奥多摩町を除く。）、
224	042	東京都八王子市、神奈川県相模原市緑区（小原、小淵、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、名倉、日連、牧野、吉野、与瀬、与瀬本町及び若柳に限る。）、
225	042	東京都町田市（三輪町及び三輪緑山を除く。）、神奈川県相模原市（緑区（小原、小淵、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、名倉、日連、牧野、吉野、与瀬、与瀬本町及び若柳に限る。）及び南区（磯部、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台並びに相武台団地に限る。）を除く。）、座間市（相模が丘一丁目及び五丁目に限る。）、
226	0428	東京都青梅市、西多摩郡奥多摩町、山梨県北都留郡
227	04	埼玉県入間市、狭山市、所沢市
229	043	千葉県佐倉市、千葉市（花見川区（柏井、柏井町及び横戸町に限る。）を除く。）、八街市、四街道市、印旛郡酒々井町
233	044	神奈川県川崎市、東京都町田市（三輪町及び三輪緑山に限る。）、
234	045	神奈川県横浜市
236-2	046	神奈川県厚木市、海老名市、相模原市南区（磯部、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台並びに相武台団地に限る。）、座間市（相模が丘一丁目及び五丁目を除く。）、大和市、愛甲郡
237	0463	神奈川県伊勢原市、秦野市、平塚市、中郡
239	0466	神奈川県藤沢市
240	0467	神奈川県綾瀬市、鎌倉市、逗子市小坪、茅ヶ崎市、高座郡
245	04	千葉県我孫子市、柏市、流山市、野田市

246	047	千葉県市川市、浦安市、鎌ヶ谷市（くぬぎ山一丁目から四丁目までに限る。）、船橋市（上山町一丁目、古作町、古作、西船五丁目から七丁目まで、東中山、藤原一丁目及び二丁目、二子町、本郷町並びに本中山に限る。）、松戸市
247	047	千葉県鎌ヶ谷市（くぬぎ山一丁目から四丁目までを除く。）、千葉市花見川区（柏井、柏井町及び横戸町に限る。）、習志野市、船橋市（上山町一丁目、古作町、古作、西船五丁目から七丁目まで、東中山、藤原一丁目及び二丁目、二子町、本郷町並びに本中山を除く。）、八千代市、白井市
250	0476	千葉県印西市、富里市、成田市、印旛郡（酒々井町を除く。）、
254	048	埼玉県上尾市、桶川市、春日部市、さいたま市、蓮田市、北足立郡
255	048	埼玉県朝霞市、川口市、志木市、戸田市、新座市（石神一丁目及び三丁目から五丁目まで、栗原、新堀、西堀並びに野寺一丁目及び五丁目を除く。）、富士見市（水谷東二丁目及び三丁目に限る。）、和光市、蕨市
258	048	埼玉県越谷市、草加市、三郷市、八潮市、吉川市、北葛飾郡（杉戸町を除く。）、
259	049	埼玉県川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、富士見市（水谷東二丁目及び三丁目を除く。）、ふじみ野市、入間郡、比企郡（川島町及び鳩山町に限る。）、
267	052	愛知県あま市、尾張旭市（霞ヶ丘町、庄南町、東名西町、西山町、東山町及び吉岡町に限る。）、清須市、東海市（大田町、加木屋町、高横須賀町、元浜町、養父町、横須賀町、中ノ池及び中央町を除く。）、名古屋市、日進市（赤池町、赤池、浅田町、浅田平子、梅森町及び香久山に限る。）、海部郡大治町
301-3	0561	愛知県尾張旭市（霞ヶ丘町、庄南町、東名西町、西山町、東山町及び吉岡町を除く。）、瀬戸市、長久手市、日進市（赤池町、赤池、浅田町、浅田平子、梅森町及び香久山を除く。）、みよし市、愛知郡
308	0566	愛知県安城市、刈谷市、高浜市、知立市、碧南市
312	0568	愛知県犬山市、春日井市、北名古屋市、小牧市、西春日井郡
334-2	0586	愛知県一宮市、稲沢市（西島町、生出上山町、生出河戸町、生出郷前町、生出西道根町、生出東道根町、生出横西町及び横野町に限る。）、岐阜県各務原市（川島笠田町、川島北山町、川島小網町、川島河田町、川島竹早町、川島松倉町、川島松原町、川島緑町及び川島渡町に限る。）、
363	06	大阪府池田市空港、大阪市（東住吉区矢田七丁目及び平野区長吉川辺四丁目を除く。）、門真市（石原町、泉町、一番町、大倉町、垣内町、桑才新町、幸福町、寿町、栄町、小路町、新橋町、末広町、月出町、堂山町、殿島町、中町、浜町、速見町、東田町、深田町、古川町、本町、松生町、松葉町、御堂町、向島町、元町、柳田町及び柳町に限る。）、吹田市、摂津市（北別府町、新在家、正雀、正雀本町、庄屋、千里丘、千里丘新町、千里丘東四丁目及び五丁目、西一津屋、浜町、東正雀、東一津屋、東別府、一津屋、別府、三島、南千里丘並びに南別府町に限る。）、豊中市、東大阪市（旭町、池島町、池之端町、出雲井町、出雲井本町、稲葉、今米、岩田町（三丁目を除く。）、瓜生堂一丁目、加納、上石切町、上四条町、上六万寺町、川中、川田、河内町、神田町、喜里川町、北石切町、北鴻池町、客坊町、日下町、五条町、鴻池町、鴻池徳庵町、鴻池本町、鴻池元町、古箕輪、桜町、四条町、島之内、下六万寺町、昭和町、新池島町、新鴻池町、新町、新庄、末広町、角田、善根寺町、鷹殿町、宝町、立花町、玉串町西、玉串町東、玉串元町、豊浦町、烏居町、中石切町、中新開、中野、中鴻池町、南荘町、西石切町、西岩田一丁目、西鴻池町、額田町、布市町、箱殿町、花園西町、花園東町、花園本町、東石切町、東鴻池町、東豊浦町、東山町、菱江、菱屋東、瓢箪山町、本庄中一丁目、本町、松原、松原南、水走、南鴻池町、南四条町、箕輪、御幸町、元町、山手町、弥生町、横小路町、横枕、横枕西、横枕南、吉田、吉田本町、吉田下島、吉原、六万寺町及び若草町を除く。）、守口市、八尾市（竹淵、竹淵西及び竹淵東に限る。）、兵庫県尼崎市

364	072	大阪府交野市、門真市（石原町、泉町、一番町、大倉町、垣内町、桑才新町、幸福町、寿町、栄町、小路町、新橋町、末広町、月出町、堂山町、殿島町、中町、浜町、速見町、東田町、深田町、古川町、本町、松生町、松葉町、御堂町、向島町、元町、柳田町及び柳町を除く。）、四條畷市（上田原、さつきヶ丘、下田原、田原台及び緑風台を除く。）、大東市、寝屋川市、東大阪市（加納五丁目から八丁目までに限る。）、枚方市
366-2	072	大阪府大阪市（東住吉区矢田七丁目及び平野区長吉川辺四丁目に限る。）、大阪狭山市、堺市、高石市、富田林市（青葉丘、加太、甘山、五軒家及び新青葉丘町に限る。）、松原市
369	0725	大阪府和泉市、泉大津市、泉北郡（忠岡町新浜を除く。）、
370	072	大阪府茨木市、摂津市（北別府町、新在家、正雀、正雀本町、庄屋、千里丘、千里丘新町、千里丘東四丁目及び五丁目、西一津屋、浜町、東正雀、東一津屋、東別府、一津屋、別府、三島、南千里丘並びに南別府町を除く。）、高槻市
371	072	大阪府池田市（空港を除く。）、箕面市、豊能郡、兵庫県伊丹市、川西市、宝塚市（長尾台、花屋敷荘園、花屋敷つつじガ丘、花屋敷松ガ丘、雲雀丘、雲雀丘山手及びふじガ丘に限る。）、川辺郡
372	072	大阪府柏原市、羽曳野市、東大阪市（旭町、池島町、池之端町、出雲井町、出雲井本町、稲葉、今米、岩田町（三丁目を除く。）、瓜生堂一丁目、加納（一丁目から四丁目までに限る。）、上石切町、上四条町、上六万寺町、川中、川田、河内町、神田町、喜里川町、北石切町、北鴻池町、客坊町、日下町、五条町、鴻池町、鴻池徳庵町、鴻池本町、鴻池元町、古箕輪、桜町、四条町、島之内、下六万寺町、昭和町、新池島町、新鴻池町、新町、新庄、末広町、角田、善根寺町、鷹殿町、宝町、立花町、玉串町西、玉串町東、玉串元町、豊浦町、鳥居町、中石切町、中新開、中野、中鴻池町、南荘町、西石切町、西岩田一丁目、西鴻池町、額田町、布市町、箱殿町、花園西町、花園東町、花園本町、東石切町、東鴻池町、東豊浦町、東山町、菱江、菱屋東、瓢箪山町、本庄中一丁目、本町、松原、松原南、水走、南鴻池町、南四条町、箕輪、御幸町、元町、山手町、弥生町、横小路町、横枕、横枕西、横枕南、吉田、吉田本町、吉田下島、吉原、六万寺町及び若草町に限る。）、藤井寺市、八尾市（竹淵、竹淵西及び竹淵東を除く。）、
401	075	大阪府三島郡、京都府京都市（右京区京北室谷町及び伏見区醍醐（一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切町に限る。）を除く。）、長岡京市、向日市、八幡市、乙訓郡、久世郡久御山町（市田、栄、佐古、佐山、下津屋、田井及び林を除く。）、
428	078	兵庫県明石市、加古川市平岡町土山、神戸市、西宮市（北六甲台、すみれ台及び山口町に限る。）、加古郡播磨町（上野添、北野添、古宮、西野添、野添、野添城、東野添、東新島及び二子に限る。）、
441	079	兵庫県三田市、篠山市
446	0797	兵庫県芦屋市、宝塚市（鹿塩、駒の町、新明和町、長尾台、仁川旭ガ丘、仁川うぐいす台、仁川北、仁川清風台、仁川台、仁川高台、仁川高丸、仁川団地、仁川月見ガ丘、仁川宮西町、花屋敷荘園、花屋敷つつじガ丘、花屋敷松ガ丘、雲雀丘、雲雀丘山手及びふじガ丘を除く。）、西宮市（清瀬台、塩瀬町名塩、塩瀬町生瀬、名塩ガーデン、名塩山荘、名塩新町、名塩茶園町、名塩南台、生瀬高台、生瀬町、生瀬町東町、花の峯、東山台、宝生ヶ丘及び青葉台に限る。）、
447	0798	兵庫県宝塚市（鹿塩、駒の町、新明和町、仁川旭ガ丘、仁川うぐいす台、仁川北、仁川清風台、仁川台、仁川高台、仁川高丸、仁川団地、仁川月見ガ丘及び仁川宮西町に限る。）、西宮市（北六甲台、すみれ台、山口町、清瀬台、塩瀬町名塩、塩瀬町生瀬、名塩ガーデン、名塩山荘、名塩新町、名塩茶園町、名塩南台、生瀬高台、生瀬町、生瀬町東町、花の峯、東山台、宝生ヶ丘及び青葉台を除く。）、
450	082	広島県広島市（佐伯区（杉並台及び湯来町に限る。）を除く。）、安芸郡

578	092	福岡県大野城市、春日市、古賀市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福岡市、糟屋郡、筑紫郡（市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード577の番号区画を含む。）
582	093	福岡県北九州市、中間市、遠賀郡、京都郡苅田町（与原、新津、下新津、二崎、下片島、稲光、法正寺、葛川、上片島、谷、鋤崎、山口、岡崎及び黒添を除く。）
631	098	沖縄県糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、那覇市、南城市、国頭郡（恩納村、宜野座村及び金武町に限る。）、島尻郡（伊是名村、伊平屋村、北大東村及び南大東村を除く。）、中頭郡